

回答書

令和7年6月20日
福島県県北地方振興局

地域の魅力発見・みんなでつくるデジタルマップ事業デジタルマップ作成等業務委託公募型プロポーザルに係る質問について、以下とおり回答します。

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | 【仕様書5（1）ア】 「デジタルマップを構築するとともに、5（1）ウの内容を登録し、使用可能な状態で引き渡すこと」とありますが、本事業ではデジタルマップを作成して納品し、次年度以降のデジタルマップ運営は基本的に振興局様主導で行うという認識でお間違いないか。 | 次年度以降、デジタルマップの掲載スポット等の新規登録や修正等の運営は、当事業の成果品となる運用マニュアルを基に当局で対応予定です。なお、次年度以降のデジタルマップの利用料や維持管理等については、仕様書5（1）ア記載の費用（原則年額250,000円以内）で実施可能となるよう、次年度以降の具体的な運用方法や経費等を企画提案書に記載してください。 |
| 2 | 【仕様書5（2）イ】 応募に際して集めるスタンプ数は必ず1市町村2つ以上のスタンプが必要（最低16個）になるということなのか、あるいは異なる市町村のスタンプであれば累計2個以上で応募可能という意味合いなのか。 ※全市町村の周遊が必要になるのかどうか | 仕様書5（2）イ記載の各市町村の施設数（最低でも2箇所）は、デジタルラリーの全スポット数のバランスを考慮した要件としての記載です。 応募時に必要となるスタンプ数や各賞の景品数等について具体的な条件等は設定していないため、仕様書記載の賞品の金額や発送数の範囲内で、周遊促進や参加促進の観点から効果的な内容を検討し、企画提案してください。なお、管内の周遊促進のため、全市町村周遊を要件とした賞の設定も想定しておりますが、すべての賞で全市町村の周遊は要件としない予定です。 |
| 3 | 【仕様書5（2）エ及び仕様書5（3）エ】 （ウ）の内容で、「商品代金については別途委託者が負担し、受託者は委託者が購入した商品を入選者に発送すること」とありますが、こちらは今回の事業費積算内訳書には商品の原資は含まないがそれに係る送料は含むという認識で間違いないか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 【仕様書5（1）ウ スポット情報の登録（イ）】 登録するスポット情報のリスト等はございますでしょうか。 | 登録スポット情報リストは、受託者決定後、掲載内容等協議の上、作成することとなります。なお、デジタルマップ掲載スポットのベースとして想定している「県北へGO」(https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/656918.pdf) の掲載施設に関するリストを基に掲載スポットを決定の上、リストを作成し、不足情報の収集や情報の更新等を行っていただく予定です。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 5 | <p>【審査基準パートナーシップ構築宣言書の郵送必要有無】</p> <p>「パートナーシップ構築宣言をしている企画提案者に対しては、加点措置として、評価点数の合計に2点を加点するものとする。」と記載がありましたが、「パートナーシップ構築宣言書」の提出は必要でしょうか。</p> <p>また、必要な場合は部数も教えていただきたいです。</p> | <p>パートナーシップ構築宣言の実施状況は、当局が「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp/) の登録企業リストから確認を行うため、パートナーシップ構築宣言書の提出は不要です。なお、登録申請中でポータルサイトに掲載されていない場合には、その旨お申し出ください。</p> |
| 6 | <p>【提出書類の正本と副本の違い】</p> <p>「企画提案書作成要領」の提出部数に記載の正本1部・副本5部について、正本と副本で企画提案書などの内容に違いはありますでしょうか。</p> | <p>違いはありません。正本1部のみ提出としている書類を除き、正本、副本は同一の内容としてください。</p> |
| 7 | <p>【仕様書5 委託業務内容(1) デジタルマップの作成について】</p> <p>イ 基本仕様について口コミの管理は受託者側で行う形でしょうか。</p> | <p>口コミの管理については、委託者側で掲載可否等を判断の上、受託者において掲載等を行っていただく予定です。</p> |
| 8 | <p>【仕様書5 委託業務内容(2) 県北地方周遊デジタルラリーの実施について】</p> <p>オ 広報物の制作(ア)ポスターの作成と(イ)チラシの作成は多言語展開は必須でしょうか。</p> | <p>必須とはしていません。なお、委託料の上限額の範囲内で実施可能な場合、独自提案として提示いただくことは可能です。</p> |
| 9 | <p>【仕様書5 委託業務内容(2) 県北地方周遊デジタルラリーの実施について】</p> <p>オ 広報物の制作(エ)その他の各種広報媒体は貴局や各自治体様が持つSNSやWEB等のチャンネルも使用可能でしょうか。</p> <p>また、各種広告媒体の使用は必須でしょうか。その場合PRを強化したいエリアはありますか。</p> <p>広告媒体を使用する場合、国外へのプロモーションは必須でしょうか。</p> | <p>当局管理のSNS等への掲載による広報は可能です。また、管内自治体へは、必要に応じて当局から協力依頼を行うことは可能ですが、実施を確約できるものではありません。</p> <p>参加者確保のため、SNSやWEB等による広報は必須としますが、国外へのプロモーションは必須としません。なお、PRを強化する具体的なエリアの想定はありませんので、参加者確保の観点から費用対効果等も含めたより具体的な広報手段について検討の上、企画提案を行ってください。</p> |
| 10 | <p>【仕様書5 委託業務内容(3) スポット情報コンテストの実施について】</p> <p>イ コンテストの運営について、海外在住の方が受賞する可能性もありますでしょうか。</p> | <p>海外在住の方の受賞は想定していません。</p> |
| 11 | <p>【仕様書5 委託業務内容(3) スポット情報コンテストの実施について】</p> <p>ウ ウェブサイトの作成について、多言語展開は必須でしょうか。</p> | <p>必須とはしていません。なお、委託料の上限額の範囲内で実施可能な場合、独自提案として提示いただくことは可能です。</p> |
| 12 | <p>【仕様書5 委託業務内容(3) スポット情報コンテストの実施について】</p> <p>エ 賞品等について発送先は海外も考えられますでしょうか。</p> | <p>海外への発送は想定しておりません。</p> |
| 13 | <p>【仕様書5 委託業務内容(3) スポット情報コンテストの実施について】</p> <p>オ 広報物の制作について、各種広報媒体は貴局や各自治体様が持つSNSやWEB等のチャンネルも使用可能でしょうか。</p> <p>また、各種広告媒体の使用は必須でしょうか。その場合PRを強化したいエリアはありますか。</p> <p>広告媒体を使用する場合、国外へのプロモーションは必須でしょうか。</p> | <p>当局管理のSNS等への掲載による広報は可能です。また、管内自治体へは、必要に応じて当局から協力依頼を行うことは可能ですが、実施を確約できるものではありません。</p> <p>参加者確保のため、SNSやWEB等による広報は必須としますが、国外へのプロモーションは必須としません。なお、PRを強化する具体的なエリアの想定はありませんので、参加者確保の観点から費用対効果等も含めたより具体的な広報手段について検討の上、企画提案を行ってください。</p> |